

世田谷区告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区駒沢四丁目143番7の内から143番2の内まで

(2) 世田谷区駒沢四丁目143番7の内から143番8の内まで

3 変更の区域

(1) 延長 14.10メートル

幅員 0.00メートルから0.12メートルまで

面積 0.85平方メートル

(2) 延長 13.41メートル

幅員 0.58メートルから0.61メートルまで

面積 8.11平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年5月15日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 駒沢四丁目5番

